

領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○ 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）（抄）	1
○ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）（抄）	1
○ 領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令（昭和三十七年政令第三百九十四号）（抄）	1

○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）（抄）

（有害物質一覧表確認証書）

- 4 前項の有害物質一覧表確認証書（以下「有害物質一覧表確認証書」という。）の有効期間は、五年とする。ただし、その有効期間が満了するまでの間において国土交通省令で定める事由により前条第一項の確認（同項第三号に掲げる場合に係るものに限る。以下この条において「更新確認」という。）を受けることができなかつた船舶については、国土交通大臣は、当該事由に依じて三月を超えない範囲で国土交通省令で定める日までの間、その有効期間を延長することができる。
- 3 前項ただし書に規定する事務は、外国にあつては、日本の領事官が行う。
- 4 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に關して必要な事項は、政令で定める。
- 5 〃 8 （略）

○船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者の資格並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び遵守事項等を定め、もつて船舶の航行の安全を図ることを目的とする。

○領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令（昭和三十七年政令第三百九十四号）（抄）

領事官の行う船舶法第三十二条第一項、船員法第百三条第一項、船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十八条第一項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の三十七第三項、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第九条第一項又は国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第十三条第三項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求は、国土交通大臣に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、国土交通大臣に代えて、当該不作為に係る領事官に対してすることもできる。